



「第3次経営計画 2014~2018」 策定の背景

第2次経営計画策定から5年が過ぎようとしています。

この間、新宿区では地域コミュニティの変容がすすみ、家庭や地域コミュニティが持つ本来の役割や機能がだんだんと小さくなってきていることが大きな課題となっています。

また、一方で従来地域のつながりを大切に、「共助」がしっかりと息づいている地域も少なくありません。「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現をめざす、新宿区社会福祉協議会（以下「新宿社協」という。）として、こうした状況のもとでいかに「福祉コミュニティづくり」という使命を果たしていくのかが、ますます問われています。

本章では、平成26年度からの新たな経営計画づくりに向け、今、新宿社協を取り巻いている環境や課題にふれるとともに、第2次経営計画の取り組みについて振り返りを行いました。

また、本章では、改めて新宿区の人口や世帯状況、特徴的な住宅環境などの状況、そして、将来の人口動向と新宿区内を町丁目別に見た小地域における状況にふれ、今日、家庭やコミュニティの変容をもたらしている背景を浮き彫りにし、第II章以降に述べる新宿社協の今後5年間の取り組みの展望を立てる前提として、まとめました。

なお、下記の4つの用語に関しては、本計画書においては記載のとおりの意味づけをしています。

新宿区社会福祉協議会（新宿社協）

… 本計画を実行する本会をさします。

社会福祉協議会（社協）

… 一般的な区市町村（または都道府県）社会福祉協議会をさします。

住民（地域住民）

… 地方自治法上、普通地方公共団体の人的構成要素を言い、自然人、法人、また、国籍等も問わないとしています。地方自治法第10条第1項では、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」としています。

しかし、本計画で使用している「住民」「地域住民」は、区内日常生活圏域の中において、様々な生活課題を有していたり、反対に生活課題や地域課題解決の担い手となるなど、当事者性をもつ区民（新宿区民）をさします。

区民（新宿区民）

… 新宿区自治基本条例第2条第1号では、区の区域内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体として定義づけています。

本計画で使用している「区民」は、これと同義で用いています。

1. 新宿社協を取り巻く環境

(1) 社会の変化等

第2次経営計画期間（平成 21（2009）年度～平成 25（2013）年度）の5年間は全国の総人口が減少傾向を示し、いわゆる団塊の世代の高齢化により、5人に一人が高齢者という超高齢社会を迎えています。また、平成 20 年 9 月のリーマンショック後、経済の変動や平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、日本社会に大きな衝撃をもたらしました。

少子・高齢化の進行や、働き方など生活様式の変化にともなって地域社会や家庭の様相は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤立死や自死、ひきこもりなどの社会的孤立化の問題、経済的格差や貧困の連鎖の進行、虐待や悪質商法などに対する権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し大きな広がりを見せています。

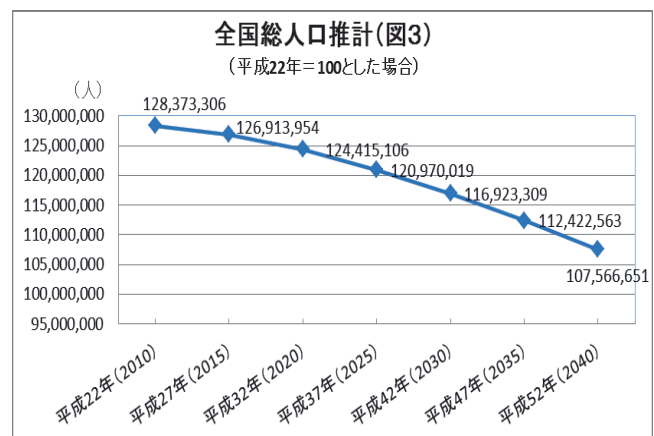
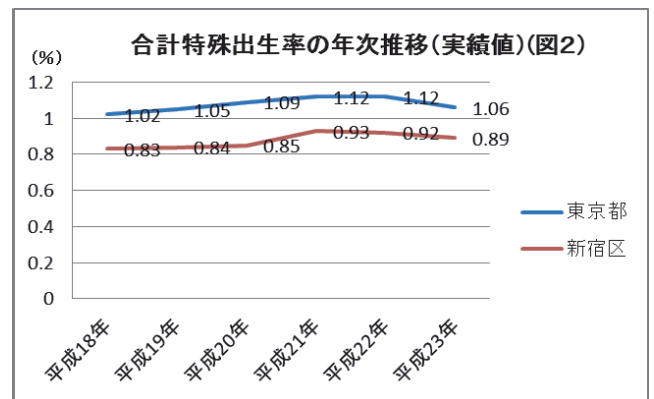
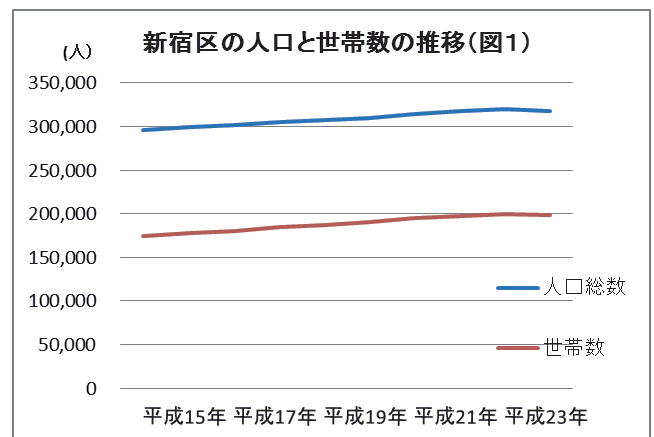
(2) 新宿区の現況

全国の総人口が減少するなか、新宿区の人口は平成 42 年までは増加すると見込まれています。しかし、核家族化の進展や都営住宅などの高齢化率の高い地域では、これまで福祉の対象として把握しづらかった社会的援護を要する人たちへの支援、また、ひきこもりや虐待といった新たな社会的課題を抱える人々への支援が求められています。

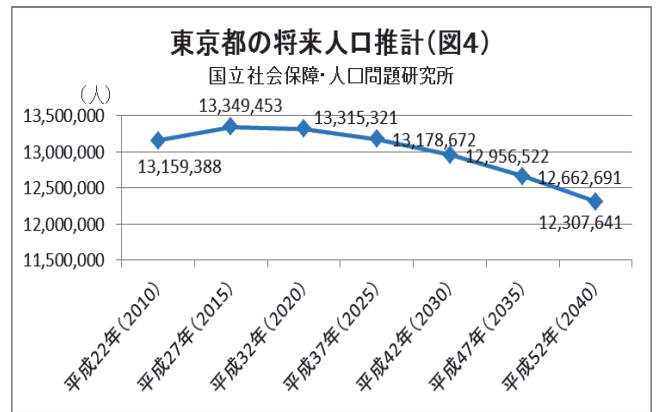
本節では、新宿区に暮らす人々の状況を東京都または全国と比較して見ていきます。

① 新宿区の人口の動き

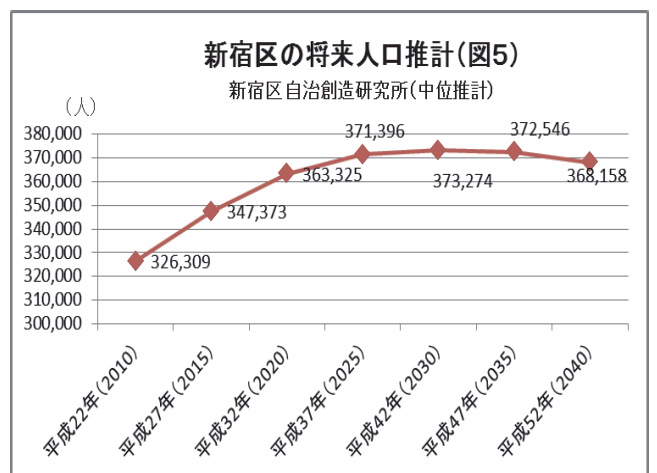
新宿区の人口（図 1）は、平成 25 年 1 月 1 日現在 321,172 人、世帯数は 198,189 世帯（外国人含む）ですが、ここ 10 年間は人口総数、世帯数ともに右図のように徐々に増加してきています。また、合計特殊出生率（図 2）を見ると、平成 18 年の 0.83 人（東京都同年 1.02 人）から平成 21 年の 0.93 人（東京都同年 1.12 人）まで、わずかですが上昇傾向になってきていましたが、平成 22 年には 0.92 人、平成 23 年には 0.89 人（東京都同年 1.06 人）と、微減となっています。（東京都人口動態統計）



全国の人口（前頁図3）は、平成22年から平成52年の30年間で約16%の減少が見込まれています。東京都（図4）においても、平成27年の約1,334万9千人をピークに人口減少に転じると予測されています。（日本の地域別将来推計人口・平成25年3月推計）

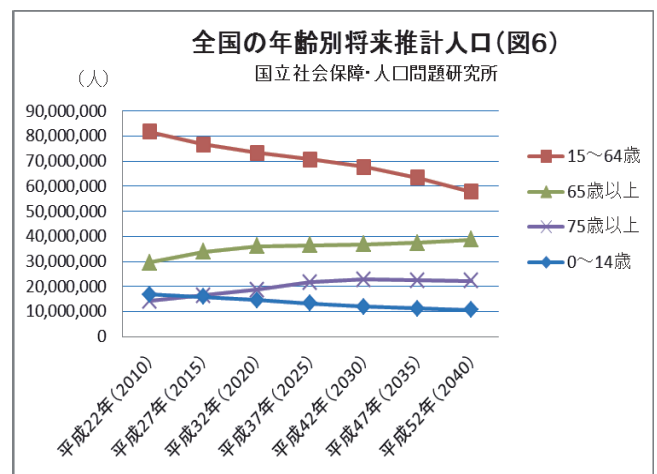


新宿区の人口（図5）は、平成22年の32万6千人から平成42年の37万3千人をピークに増加（14.4%増）が見込まれ、その後、人口が少しずつ減少していくと推測されています。（新宿区自治創造研究所推計人口・平成25年1月）

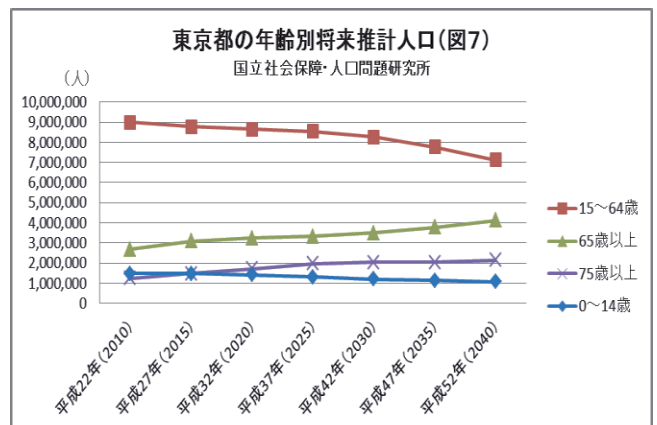


右の各グラフ（図4・図5）を比較してみると、東京都は間もなく人口減少期に入ると予測されていますが、東京都全体が人口減少に転じた後も新宿区はおよそ15年ほどは人口の増加が続くと見込まれています。

また、人口構成比をみると、全国（図6）では、年少人口（15歳未満人口）、生産年齢人口（15～64歳人口）とも減少していきませんが、高齢人口（65歳以上人口）は平成22年の2,948万4千人（23.0%）から平成52年には3,867万8千人（36.1%）に増加すると予測されています。（日本の将来推計人口・平成24年1月）



東京都全体（図7）では、高齢人口は、平成22年1月時点で約268万人（20.4%）ですが、平成52年には411万人（33.5%）にまで増加すると予測されています。

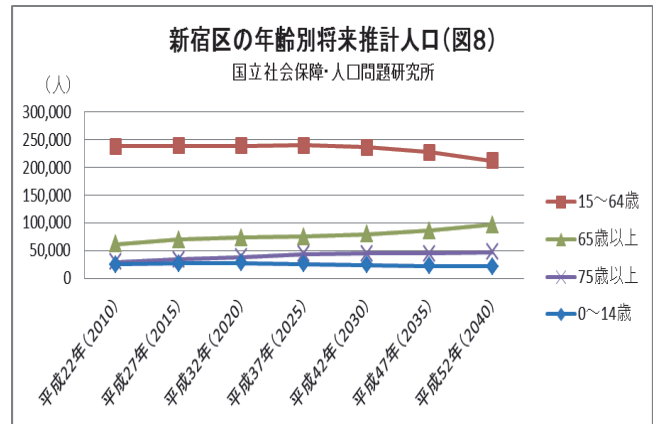


年少人口（図7）は、東京都全体では平成22年に約148万人（11.3%）でしたが、平成52年には約106万人（約8.6%）になると予測されています。新宿区（次頁図8）では、平成22年で約2万5千人（7.9%）ですが、平成52年は約2万3千人（約6.2%）と見込

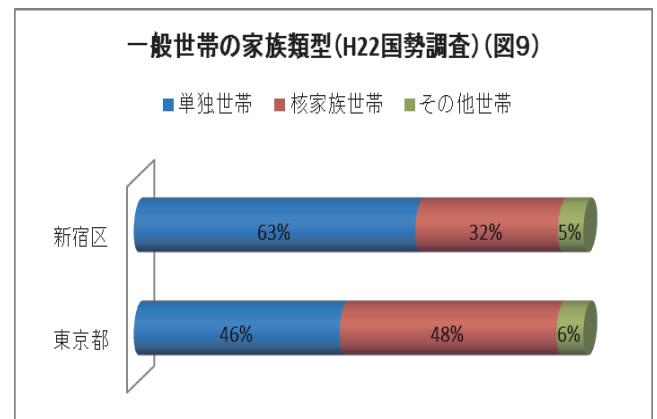
まれています。

生産年齢人口では、新宿区は、全国や東京都からはかなり遅れて、平成 37 年～42 年頃にピークを迎え減少期に入る見込みです。

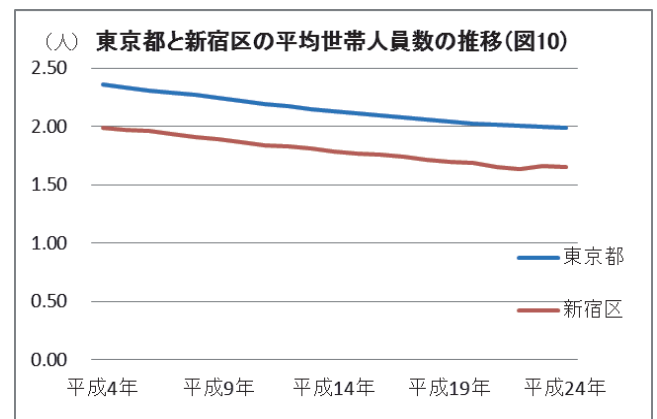
新宿区の高齢人口（図 8）は、平成 25 年 1 月で約 6 万 2 千人（19.1%）となっています。その後、高齢人口の割合は、平成 27 年頃から平成 42 年頃にかけて 20～21%台で安定して推移した後再び上昇し、平成 52 年には約 9 万 6 千人（26.1%）にまで上昇すると予測されています。（日本の都道府県別将来推計人口・平成 25 年 3 月及び新宿区自治創造研究所推計人口・平成 25 年 1 月）



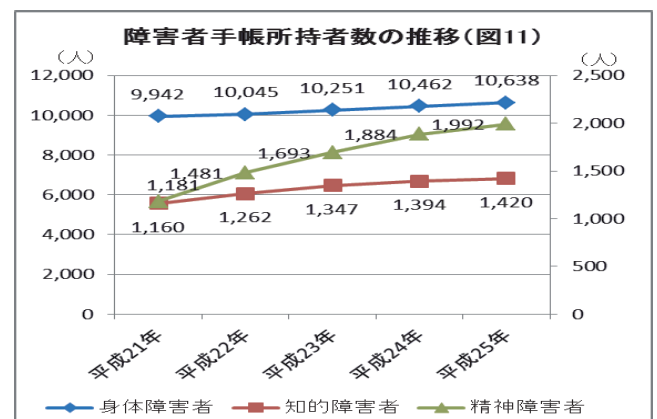
世帯構成（図 9）については、東京都では、単独世帯が全世帯の 46% を占め、5 年前よりも 3.5 ポイント上昇しており、全国平均の 32% を大きく上回っています（平成 22 年国勢調査）。



新宿区は、全世帯中の 63%（121,861 世帯）が単独世帯で 5 年前より 1.9 ポイント上昇、このうち 17% は 65 歳以上の世帯で、同じく 5 年前と比較して 1.7 ポイント上昇しています。（平成 22 年国勢調査）



世帯規模(図 10)についてみると、東京都の平均世帯人員数は、平成 24 年にはじめて 2 人未満となっています。新宿区は、すでに平成 4 年に 2 人未満となり、以降年々減少が続き平成 24 年 1 月現在で 1.65 人にまで減少しましたが、今後も減少傾向は続く見込まれています。



（新宿区の統計、各年 1 月 1 日現在）高齢者の単独世帯は今後もさらに増加すると見込まれます。

また、新宿区の障害者人口（図 11）は、平成 25 年 4 月 1 日現在、身体障害者（身体障害者手帳所持者）は 10,638 人、知的障害者（愛の手帳所持者）は 1,420 人、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は 1,992 人であり、身

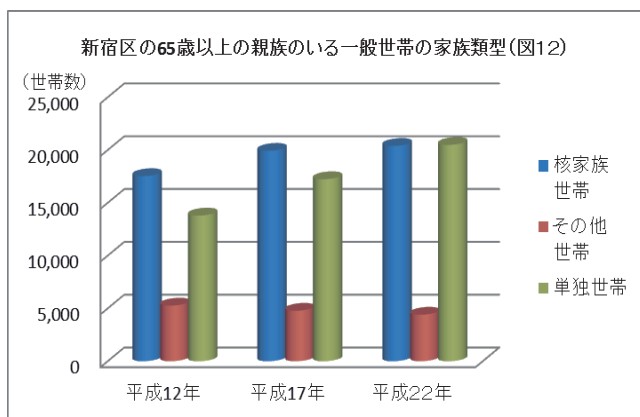
体・知的・精神障害者を合わせて14,050人となっています。

平成21年4月1日の12,283人と比較してみると、精神障害者が増加傾向にあります。

②地域別の人口の動き

○高齢人口

図12のように各年の国勢調査を見ると、新宿区では65歳以上の方のみで一人暮らしをしている世帯数が急増しています。(図12)



一方、新宿区内の各地域の人口の動きを町丁目別にみていくと、高齢化率は地域によってかなり異なっていることがわかります。高齢化率30%を超える地域は、152町丁目に20あり、このうち40%以上の高齢化率となっているのが6地域です。

また、平成20年から平成25年の5年間で下表及び次頁の地図のような状況となっています。

5年前に5割を超えて区内で最も高齢化率の高かった百人町四丁目は42.8%に低下、反対に45.1%であった霞ヶ丘町が56.0%、同様に40.5%であった戸山二丁目とそれぞれ大きな伸びとなっています。この高齢化率の高い上位10位以内には、都営住宅のある地域が平成20年1月と同様に、4地域含まれています。(平成25年1月新宿区の統計)

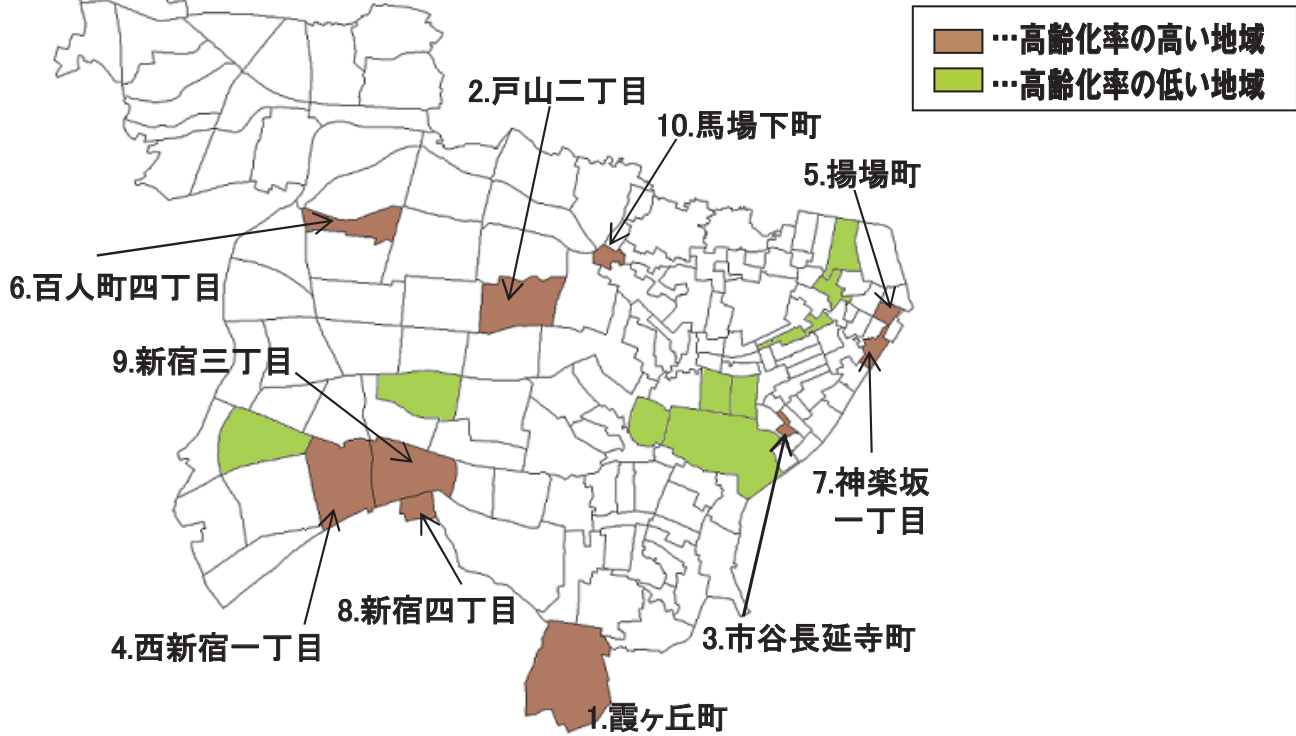
平成25年1月				
【高齢化率の高い地域】			【高齢化率の低い地域】	
町丁目名	割合		町丁目名	割合
1 霞ヶ丘町	56.0%	1	市谷加賀町一丁目	4.1%
2 戸山二丁目	49.9%	2	市谷本村町	4.9%
3 市谷長延寺町	48.2%	3	東五軒町	9.8%
4 西新宿1丁目	46.6%	4	白銀町	11.5%
5 揚場町	44.3%	5	市谷仲之町	11.8%
6 百人町四丁目	42.8%	6	歌舞伎町二丁目	12.0%
7 神楽坂一丁目	39.5%	7	市谷加賀町二丁目	12.5%
8 新宿四丁目	39.0%	8	笹筥町	12.9%
9 新宿三丁目	36.0%	9	西新宿六丁目	13.0%
10 馬場下町	33.8%	10	岩戸町	13.1%

※いずれも外国人含まず

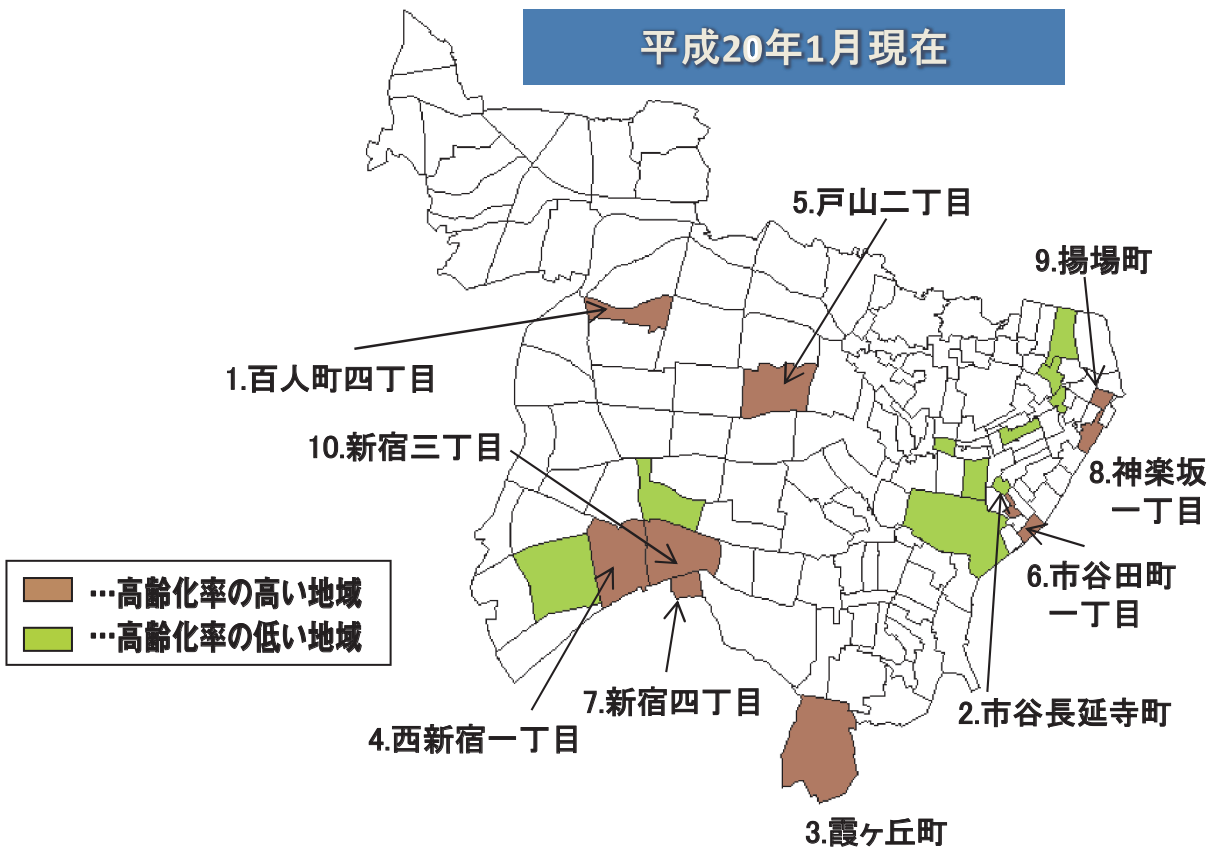
平成20年1月				
【高齢化率の高い地域】			【高齢化率の低い地域】	
町丁目名	割合		町丁目名	割合
1 百人町四丁目	52.3%	1	西新宿二丁目	0.0%
2 市谷長延寺町	45.7%	2	市谷本村町	2.2%
3 霞ヶ丘町	45.1%	3	市谷加賀町一丁目	3.2%
4 西新宿一丁目	44.8%	4	東五軒町	8.0%
5 戸山二丁目	40.5%	5	市谷鷹匠町	8.1%
6 市谷田町一丁目	40.2%	6	白銀町	8.9%
7 新宿四丁目	37.3%	7	北町	10.8%
8 神楽坂一丁目	36.8%	8	神楽坂五丁目	10.9%
9 揚場町	36.3%	9	歌舞伎町二丁目	11.0%
10 新宿三丁目	36.2%	10	市谷甲良町	11.9%

※いずれも外国人含まず

平成25年1月現在



平成20年1月現在



後期高齢人口は、特に大都市圏で増加傾向にあり、東京都の後期高齢人口は、高齢人口 2,642,231 人の 46%にあたる 1,215,904 人（平成 22 年 10 月 1 日現在・国勢調査）で、平成 12 年の高齢人口に占める後期高齢人口の割合 38.1%から 10 年間で 7.9 ポイント上昇しています。同様に、新宿区の後期高齢人口をみると、高齢人口 60,872 人の 48.0%にあたる 29,220 人（平成 22 年 10 月 1 日現在・国勢調査）で、平成 12 年の高齢人口に占める後期高齢人口の割合 42.4%から同じ 10 年間で 5.6 ポイントの上昇で、東京都の上昇率が 2.3 ポイント高くなっています。

○年少人口

年少人口（0～14 歳）については、東京都、新宿区ともに微減の傾向にありましたが、平成 14 年以降微増傾向が続いています。平成 20 年 1 月現在の都内の年少人口は 1,471,628 人でしたが平成 25 年 1 月現在 1,509,428 人で都民全体の 11.85%です。

新宿区の年少人口は、平成 20 年 1 月現在の 23,773 人から、平成 25 年 1 月では 24,866 人（外国人含まず）と 5 年間で 1,100 人ほど増加しています。

新宿区の合計特殊出生率は平成 23 年には 0.89 人で、東京都の 1.06 人、全国の 1.41 人と比較してみるとかなり低いことがわかります。新宿区の出生数は、平成 22 年から微減傾向となるものの、年少人口割合は前述のとおり微増となっています。

そして、区内を町丁目別にみていくと、平成 25 年 1 月時点で高齢化率の低い地域の平成 17 年から平成 22 年の 5 年間を見てみると、歌舞伎町二丁目、市谷本村町、市谷加賀二丁目、東五軒町、白銀町、下宮比町、箆笥町、市谷仲之町などで年少人口が増加しており、こうした地域の多くは、生産年齢人口も増加しており、地域の高齢化率を低減させています。これらの地域の多くは、地下鉄大江戸線など地下鉄沿線地域とおおむね重ね合わせることができます。（各年 10 月 1 日現在・国勢調査）

○外国人住民人口

平成 24 年 7 月 9 日に外国人登録法が廃止され、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されました。この結果、日本人に加え、一定の要件を満たす外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となりました。

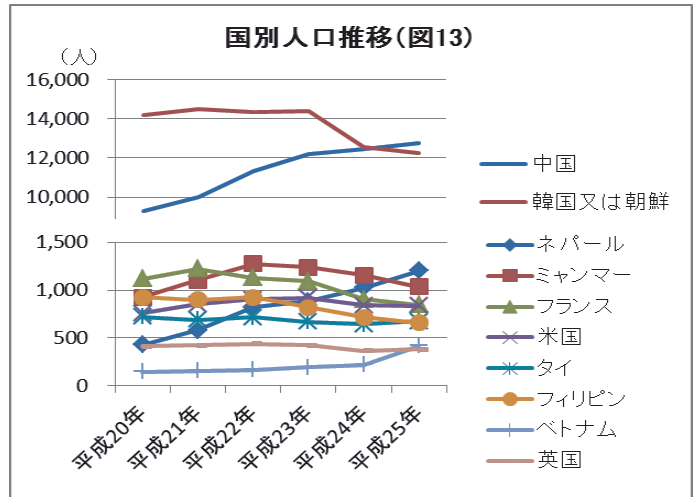
新宿区の外国人住民人口は、平成 25 年 1 月 1 日現在 33,574 人で平成 20 年 1 月から 1,700 人ほど増加していますが、国ごとに見ると平成 23 年の東日本

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
中国	9,285	10,037	11,314	12,206	12,473	12,775
韓国又は朝鮮	14,201	14,515	14,332	14,406	12,567	12,255
ネパール	428	580	819	881	1,022	1,202
ミャンマー	926	1,100	1,274	1,236	1,153	1,035
フランス	1,116	1,224	1,128	1,091	906	848
米国	757	853	905	920	843	834
タイ	719	691	716	668	642	676
フィリピン	927	896	924	821	716	657
ベトナム	148	158	170	192	222	418
英国	413	426	437	423	366	384
総数	31,856	33,555	35,211	35,805	33,568	33,574
男	15,069	15,990	17,001	17,098	16,184	16,262
女	16,787	17,565	18,210	18,707	17,384	17,312

※平成24年までは外国人登録者数、平成25年は住民基本台帳登録者数

大震災後に減少している国もあります。現在、総人口の 10.5%を占め、今後も増加傾向が続くと予測されています。

外国人住民人口は、23区で最も多く、国籍は100か国以上(図13)にのぼっています。外国人住民の多くは、新宿七丁目、百人町一丁目、百人町二丁目、大久保一丁目、大久保二丁目、北新宿一丁目、北新宿三丁目のほか歌舞伎町、西早稲田、高田馬場等の地域に偏在して居住しています。



○人口移動

人の動きでみると、新宿区は平成7年以降、転入者と転出者の差が縮まり、平成9年以降は転入が転出を上回っています。1年間に移動する人の数は約58,000人で人口の2割近くとなっており、新宿区は人口流動の激しいまちという状況は今後も続くと思われています。

また、平成22年10月現在の夜間人口は326,309人で、平成7年以降増加しているのに対し、昼間人口は、平成2年の817,095人をピークに平成22年10月では750,120人に減少してきています。

新宿区は、交通機関だけでなく企業も集中し、オフィス街、商店街、学校、病院など通勤や通学などの利便性の高いまちであることから来街者は非常に多く、また、NPO団体や市民活動※14団体も多いため、区外からこれらの団体の活動などに参加する人々も増えています。

新宿区は自治基本条例において、新宿区で活動する個人・団体も区民と定義しています。

③新宿区の多様な住民像

新宿区は、人口移動の激しいまちであることは前述したとおりですが、企業等に勤める人々をはじめ、学生、ショッピング客など、昼間人口は夜間人口の倍以上にもなる来街者の多いまちでもあります。

交通の便の良さや企業、商業施設、学校、病院などが集中する環境が多くの人々を集めていますが、そうした資源の集積は多くのNPOが拠点を置いているように、様々な活動を行う個人や団体が集うまちを形成しています。

また、アパートや賃貸マンション、社宅など短期間の居住で移動していく住民や外国籍住民が多い一方で、地域で長く暮らしてきた人々も多く、歴史や伝統とともに町会・自治会活動がしっかりと根づく多様な顔を持つまちです。

今日、様々な生活課題が浮き彫りになっている中で、この新宿に暮らす人も集う人も含めた多様性は強みであり、大きな社会資源としてとらえていくことは極めて重要であると考えます。

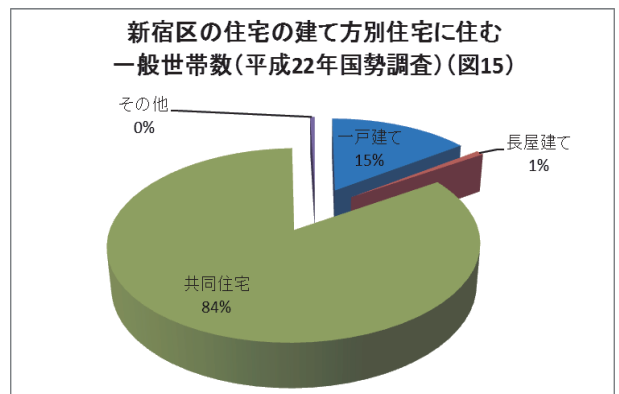
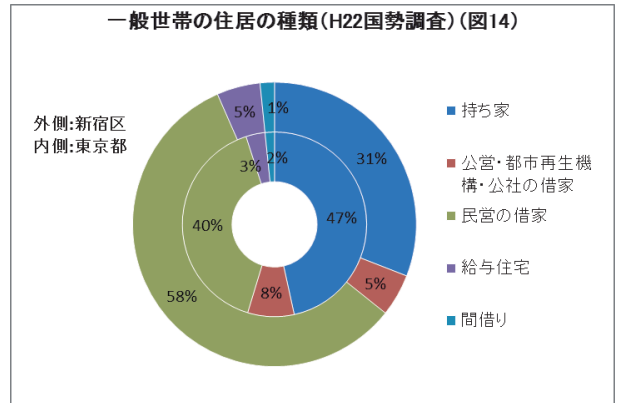
④新宿区の住宅環境

住まいの状況を見ると、住居の種類(次頁図14)では、新宿区は東京都に比べ

て持ち家の割合が低く（31%）、公営・都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅に居住している世帯は68%で、東京都の51%を大きく上回っています。

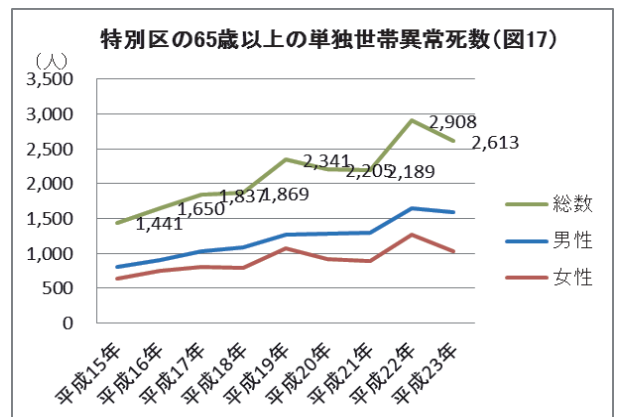
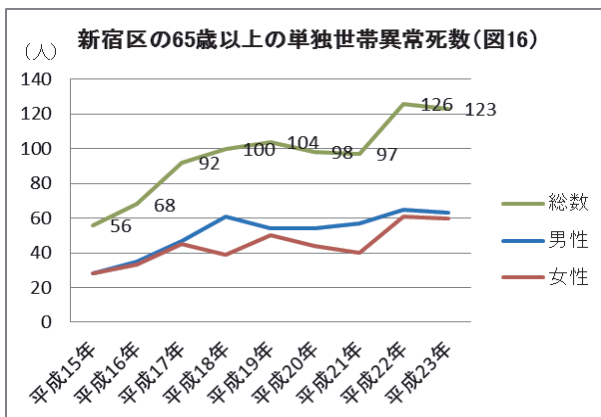
さらに、住宅の建て方別（図15）で見ていくと、一戸建が28,704世帯、長屋建1,580世帯、共同住宅161,099世帯、その他946世帯となっており、特に共同住宅※8の中でもマンションの中高層化がすすみ、6階以上の共同住宅の戸数が平成5年から平成15年の10年間で2倍以上に伸びました。新宿区では、共同住宅に暮らす世帯が非常に多く、平成10年に共同住宅居住世帯の割合が8割を超え、現在、全世帯の84%を占めています。また、平成18年から平成22年までの5年間で共同住宅の居住世帯数が約25,800世帯増加しており、全増加世帯数が26,500世帯であることから、その増加世帯のほとんどが共同住宅住まいであることがわかります。（平成22年国勢調査）

また、区内の町丁目別人口推移や人口増加率を見ると、大江戸線、副都心線沿線地域の開通前後の分譲マンションの建設や、その後の大規模な再開発などにより年少人口が増加しています。年間で100人以上の規模で人口増があったこれらの地域は、中高層マンションの建設が集中しており、比較的若い世代が新たに建設されたマンション等へ入居したことなどが影響しているものと推測されます。



⑤コミュニティ※11の変容

都市部では、人口や世帯構造の変化に加え、経済環境の変化、高齢社会の進展などによって、人々の暮らし方や働き方など生活形態の多様化がすすんでいます。特に新宿区では、人口移動が多い中、集合住宅※17居住世帯や単独世帯の増加もあり、人と人とのつながりを一層困難な状況にしています。



家庭や地域コミュニティの変容がもたらす地域での暮らしへの不安は、孤立死の発生増加にもつながっています。前頁の図（図16・図17）は、東京都監察医務院による65歳以上のひとり暮らし高齢者の異常死数に関する報告ですが、新宿区も特別区も同様に例年少しずつ孤立死を含む異常死が増えてきています。新宿区の場合、性別による件数の差はほとんどありません。

また、地域別の人口の動きにもあるように、新宿区を町丁目で細かく見ていくと、高齢化が地域課題となっているところもあれば、若年世代が多く子育てなどの問題が地域共有の課題となっているところもあります。また、こうした地域が区内では隣り合わせて存在していることがわかります。

新宿区は、人々の暮らし方、国籍、文化、価値観など、多様性を受け入れ、包摂する力を有するまちです。そのため、地域に生ずる課題も住民個々が抱える生活課題も多様なものとなっています。今後、地域福祉※20をすすめていくうえでは、社会状況の変化を踏まえつつ、変容する生活者の日常生活圏域（小地域）※25の中で丁寧な課題を把握していくことが重要であると考えます。

(3) これからの地域福祉

平成20年3月に厚生労働省社会・援護局長の下に置かれた、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が、「地域における『新たな支え合い』を求めて－住民と行政の協働※7による新しい福祉－」をまとめ、これからの地域コミュニティ再生を軸とした「地域福祉のあり方について」の提言がされました。

提言では、家庭の機能の低下は、地域コミュニティへ多大な影響を与え、地域コミュニティも従来の機能を果たしきれない状況になっており、今まさに、地域における共助の領域を拡大、強化していくことが求められているとしています。

平成12年の社会福祉基礎構造改革では、地域福祉の推進が社会福祉の基本理念となり、社会福祉協議会は、その中核的な推進主体としての位置づけが社会福祉法に明記され、住民や行政等とともにその環境づくりを行っていく必要があるとされています。

そのためには、住民参加によるきめ細かな相互支援が重要です。地域が、地域を構成する個々の家庭を支える共助の力を有し、家庭は、地域の共助の機能をより活性化していくという相互の関わりのある福祉コミュニティづくりをすすめていくことが必要とされています。

また、近年の社会情勢の変化により、ドメスティック・バイオレンス（DV）、虐待、孤立化、生活保護世帯の増加など、様々な生活課題が浮き彫りになってきています。いずれも住宅環境や雇用環境の変化など、経済的な要因によるものも少なくありません。

こうした社会状況を受けて、平成24年10月、全国社会福祉協議会は、「社協・生活支援活動強化方針」を出し、今日の生活課題の深刻化や多様化の状況の中、改めて現在の社協活動が、「住民が抱える今日的な生活課題の解決につながっているのか」「社協の使命を果たすものになっているのか」について検証の必要性を提起しています。

また、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、「だれもが安心して暮らせるま

ちづくり」に取り組んでいくこととし、以下のような行動宣言を掲げています。

地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言
～社協・生活支援活動強化方針から抜粋～

【あらゆる生活課題への対応】

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につながる支援や、その仕組みづくりを行います。とりわけ、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い連携・協働の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

【相談・支援体制の強化】

生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

【アウトリーチの徹底】

これまでのコミュニティワーク※12や個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ（地域に出向いていくこと）を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

【地域のつながりの再構築】

民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・市民活動センター（担当）の取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

【行政とのパートナーシップ】

地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけを進めます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

また、国は生活困窮者に対する支援として、社協の行う貸付事業も含めた新たな総合的な支援事業の検討をすすめています。

貸付事業を含む各事業の今後に大きな影響を与えるものであり、その動向を注視する必要があります。

(4) 行政機関等との連携

① 新宿区との連携

新宿区は、想定時期を平成 37 年とする「基本構想」と、計画期間を平成 20 年度か

ら29年度とする「総合計画」を平成19年度に策定しました。「総合計画」には、10の特別出張所管轄区域ごとに地域別まちづくり方針が示され、地域の課題や地域特性に応じた考え方・方向性が示されました。

また、新宿区は各特別出張所単位に、区民の区政参画と地域課題の解決の場として地区協議会※23を設置し、区民との協働をすすめるとともに住民自治の充実を図る場として位置づけています。

このように、新宿区は地域単位の取り組みをすすめ、区内の町会・自治会、民生委員・児童委員協議会をはじめ多くの地域住民組織が10の地区で連合体、協議体を組織し、地域における暮らしの課題について、行政と地域が共通の活動場所で連携・協働による課題解決への支援が行える体制が根付いています。

新宿社協は、第1次経営計画以来、住民の生活圏域（小地域）で、住民、地域とともに事業・組織の小地域展開をすすめています。引き続き10の活動地域を基盤とした小地域展開を図っていくことが重要であると考えます。また、新宿社協を所管する福祉部地域福祉課をはじめとする福祉部各課、コミュニティづくりや子育て支援を担当する地域文化部及び子ども家庭部等については種々の補助・委託事業等を通じ密接な連絡調整を図っていきます。さらに、特別出張所、地域センター、高齢者総合相談センター※10、保健センター、福祉事務所、子ども家庭支援センター、NPO協働推進センター、小・中学校や各分野の外郭団体などと、新宿社協の行う活動に対しさらなる理解を得られるよう努めます。

②東京都社会福祉協議会・区市町村社会福祉協議会との連携

東京都社会福祉協議会は、都内の区市町村社協の事業・組織運営について、助言・指導・監督を行ったり、福祉専門職等人材の育成支援、役職員研修、連絡調整などのほか、生活福祉資金や地域福祉権利擁護事業※21など区市町村社協への事業委託を行っています。また、大規模災害時等に全国社会福祉協議会、東京災害ボランティアネットワーク等と連携して、都内区市町村社協及び関東ブロック都県社協・区市町村社協による支援活動の調整を図ります。

さらに、区市町村社協は、近隣区社協との事業連携、合同研修の開催や相互研修協力、情報提供などを緊密に行い、広域的な課題に対応しています。

このような区市町村社協、都道府県社協、全国社協と全国に広がる社協ネットワークは大きな資源であり、社協ならではの強みでもあります。

今後もこの資源を最大限に活かし、新宿における地域福祉の推進に役立てていきたいと考えます。

(5)新宿区社会福祉協議会の現況

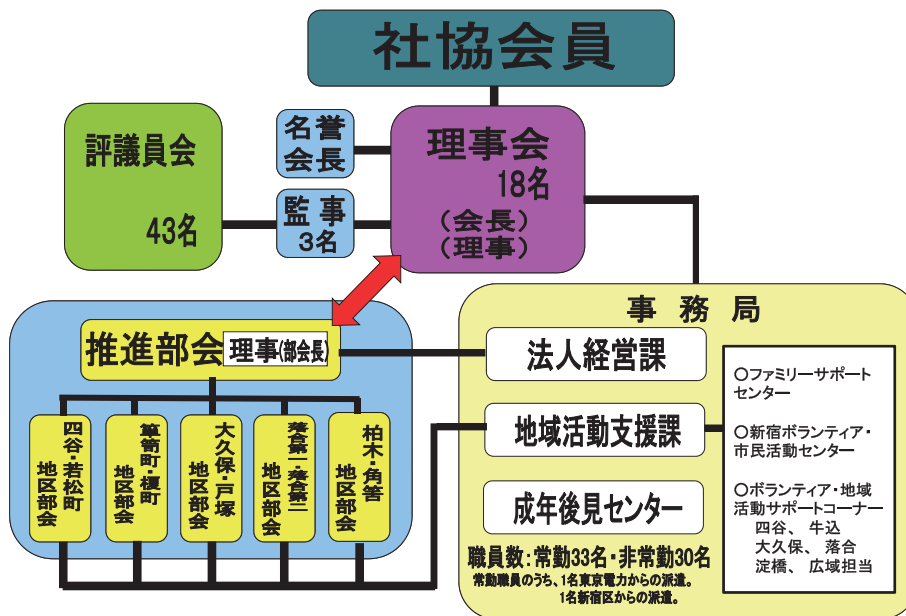
①組織

区市町村社協は、社会福祉法に基づき会員組織によって成り立つ団体で、意思決定機関としての理事会をはじめとする組織を構成しています。理事会の補助機関として活動する部会のほか、事業執行や財務状況のチェック、重要事項の決定を行うため評議員会や監事が設置されています。

【新宿社協の組織構成】

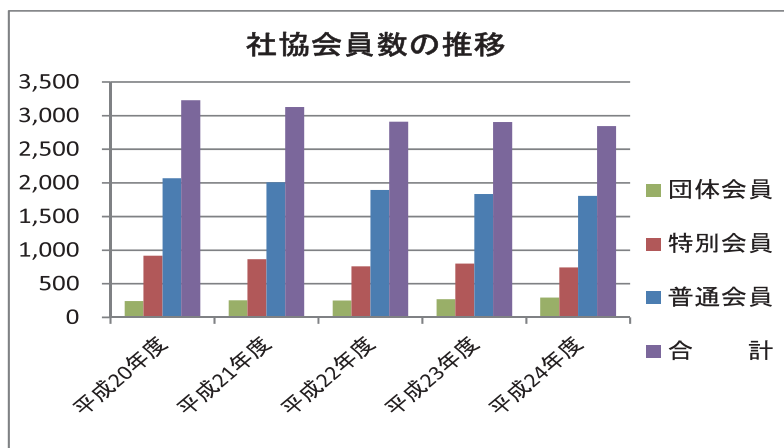
新宿社協の組織については、第2次経営計画に基づき、地区部会・推進部会の設置や事務局体制の再編などにより、現在は、下図のような構成になっています。

平成25年度・新宿社協組織全体図



【新宿社協会員数】

社協会員については、グラフのとおり年々微減傾向にあります。全体では減少していますが、団体会員は微増しています。



【事務局組織の変遷と職員数】

平成11年に財団法人新宿区福祉公社（以下、「福祉公社」という。）と統合後、第1次経営計画策定までは、旧新宿社協と旧福祉公社がほぼ並列的にあった組織でした。福祉公社統合後、高年齢者就業支援事業を開始し5課体制となり、第1次経営計画で4課、さらに第2次経営計画期間中に3課へ統整合理され、地域活動支援課を中心に小地域展開体制を整えてきました。

第2次経営計画					第1次経営計画									
部署名	勤務形態	年度				部署名	勤務形態	年度				部署名	勤務形態	年度
		25	24	23	22			21	20	19	18			17
法人経営課	常勤	12	12	13	13	法人経営課	常勤	9	9	10	8	管理課	常勤	6
	うち区派遣	1	1	0	0		うち区派遣	0	0	0	1		うち区派遣	2
	非常勤	6	6	5	4		非常勤	1	1	1	2		非常勤	2
	小計	18	18	18	17		小計	10	10	11	10		小計	8
成年後見センター	常勤	7	6	6	6	地域活動支援課(ボランティアセンター)	常勤	11	7	7	7	福祉事業課	常勤	5
	うち区派遣	0	0	0	0		うち区派遣	0	1	1	1		うち区派遣	0
	非常勤	2	2	1	1		うち民間派遣	1	0	0	0		非常勤	1
	小計	9	8	7	7		非常勤	19	17	17	19		非常勤	1
地域活動支援課(ボランティアセンター)	常勤	14	13	12	12	在宅生活支援課(成年後見センター)	常勤	10	11	10	9	福祉活動支援課(ボランティアセンター)	常勤	7
	うち区派遣	0	0	0	0	うち区派遣	0	1	1	1	うち区派遣	1		
	うち民間派遣	1	1	1	1	非常勤	6	7	7	5	非常勤	24		
	非常勤	22	23	25	24	小計	16	18	17	14	小計	31		
小計	36	36	37	36	高齢者就業支援課	常勤	4	4	4	4	在宅サービス課	常勤	6	
高齢者就業支援課	うち区派遣				4	うち区派遣	0	0	0	0	うち区派遣	1		
	非常勤				0	非常勤	0	0	0	0	非常勤	5		
	小計				4	小計	4	4	4	4	小計	11		
	合計	33	31	31	35	合計	34	31	31	28	合計	4		
合計	うち区派遣	1	1	0	0	うち区派遣	0	2	2	3	うち区派遣	4		
	うち民間派遣	1	1	1	1	うち民間派遣	1	0	0	0	うち民間派遣	4		
	非常勤	30	31	31	29	非常勤	26	25	25	26	非常勤	32		
	合計	63	62	62	64	合計	60	56	56	54	合計	60		

職員数は、第1次経営計画実施前（平成17年度）と平成25年度の間では、委託事業の受託のほか、旧福祉公社の事業を所管していた在宅生活支援課、及び平成22年度までで事業を移管した高齢者就業支援課の廃止・再編があり、7名ほど職員が増加しています。

平成18年度以降は、第1次及び第2次経営計画に基づき、地域密着の中間支援活動とともに、新たに成年後見制度※18利用推進事業を受託し地域福祉権利擁護事業とともにセーフティネット事業の推進を目的に成年後見センターを課として独立させました。

【事務局職員の平均年齢・平均在職年数等】（平成25年8月現在）

事務局3課の職員の構成は、58%が地域活動支援課の職員で、成年後見センター14%、法人経営課が28%となっています。男女比は1対3で女性が多く、事務局全体で平均年齢は43.9歳、平均在職年数は6年10か月となっていますが、課ごとに見るといずれもかなり差があります。

	職員雇用種別(人)			性別(人)		平均年齢(歳)	平均在職年数	内部登用(人)
	常勤	非常勤	派遣	男性	女性			
法人経営課	11	6	1	8	10	53.2	9年5月	0
成年後見センター	7	2	0	3	6	34.6	6年11月	0
地域活動支援課	13	22	1	4	32	39.8	4年2月	4
合計	31	30	2	15	48	43.9	6年10月	4
	63							

【事務局職員の年齢分布と平均在職年数】（平成25年8月現在）

事務局職員の年齢構成は、常勤職員、非常勤職員ともに30歳代が最も多く、合わせて4割を占めています。また、平均在職年数の長い常勤職員は40歳代と50歳代に集中していて、中堅層、ベテラン層の多い職場であると言えますが、他の世代では勤務年数は4～7年と短くなっています。

職員構成については、常勤職員と非常勤職員がほぼ同数の状態で、これは第1次経営計画以前から続いています。求められるそれぞれの業務の質、量ともに差はなくなりつつあり、非常勤職員への負担が増加しています。また、近年、常勤職員は実務経験者を採用してきているため、20歳代の若い職員は1名のみで、世代バランスにはかなり偏りがあります。

	常 勤		非常勤	
	人数 (人)	平均在職年数	人数 (人)	平均在職年数
20代	1	4年5月	8	1年3月
30代	16	5年10月	10	2年7月
40代	6	16年7月	1	3年5月
50代	3	14年1月	8	3年
60代	7	7年10月	3	9年5月
計	33	9年9月	30	3年9月

②予算規模と財源構成

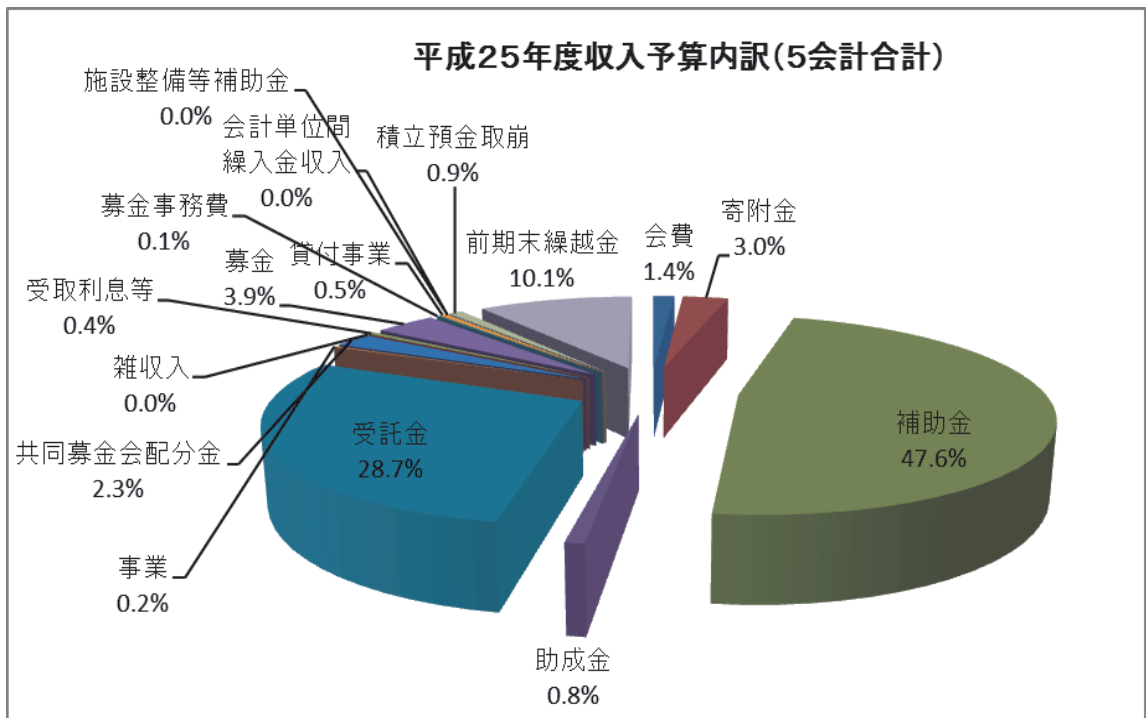
平成25年度の一般会計と4つの特別会計の予算規模は下表のとおりです。収入予算の内訳では、補助金が47.6%、受託金が28.7%、自主財源が8.0%、その他15.7%となっています。

支出予算では、人件費が全体の63.0%を占めています。その財源の内訳では、補助金が60.4%、受託金が36.6%で、合わせて97.0%となっています。

【平成25年度収入予算内訳】

(千円)

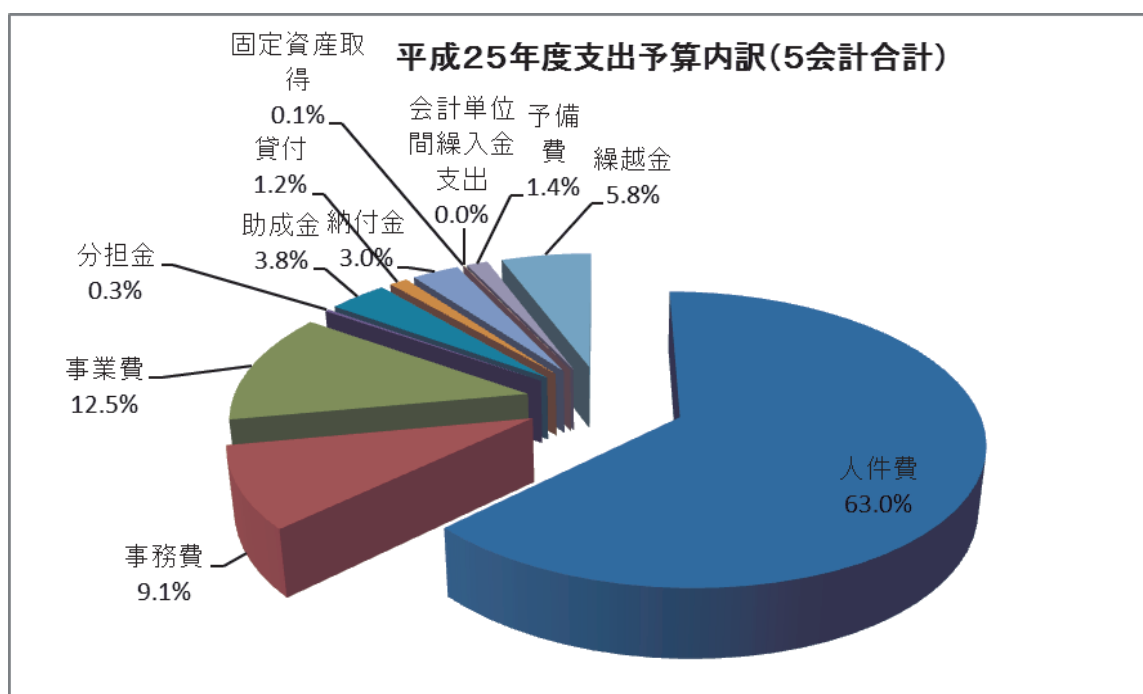
		一般会計	特別会計				合計
			公益(ファミサポ)	応急小口	共同募金	収益	
経常活動	会費	7,100					7,100
	寄附金	15,425					15,425
	補助金	245,772		57			245,829
	助成金	4,228					4,228
	受託金	126,826	21,307				148,133
	事業	928				120	1,048
	共同募金会配分金	11,914					11,914
	雑収入	60					60
	受取利息等	2,062		5	1	1	2,069
	募金				20,200		20,200
	募金事務費				581		581
	貸付事業			2,447			2,447
	会計単位間繰入金収入	69					69
施設整備	施設整備等補助金	114					114
財務活動	積立預金取崩	4,700					4,700
繰越金	前期末繰越金	34,012		18,061			52,073
	合計	453,210	21,307	20,570	20,782	121	515,990



【平成 25 年度支出予算内訳】

(千円)

		一般会計	特別会計				合計
			公益(ファミサポ)	応急小口	共同募金	収益	
経常活動	人件費	309,209	15,780				324,989
	事務費	46,653	178		156		46,987
	事業費	53,977	5,349	57	4,965	52	64,400
	分担金	1,335					1,335
	助成金	19,400					19,400
	貸付			6,000			6,000
	納付金				15,661		15,661
	会計単位間繰入金支出					69	
施設整備	固定資産取得	294					294
予備費	予備費	7,000					7,000
繰越金	繰越金	15,342		14,513			29,855
	合計	453,210	21,307	20,570	20,782	121	515,990



【支出別財源】

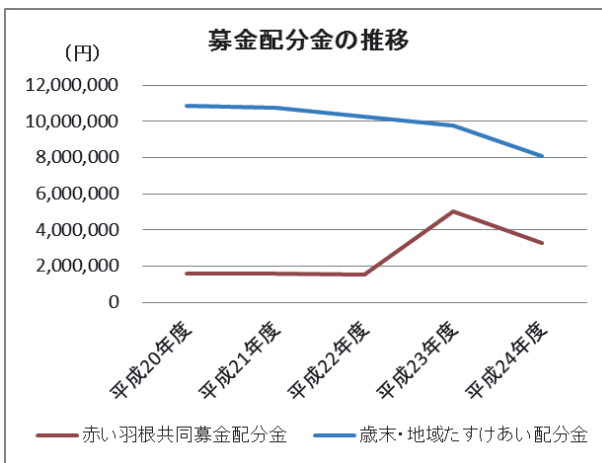
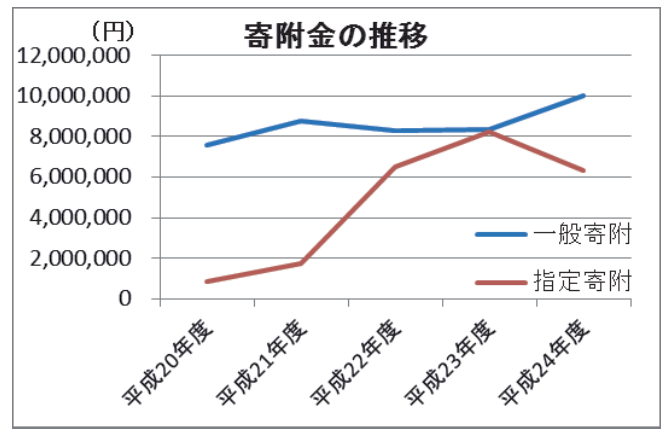
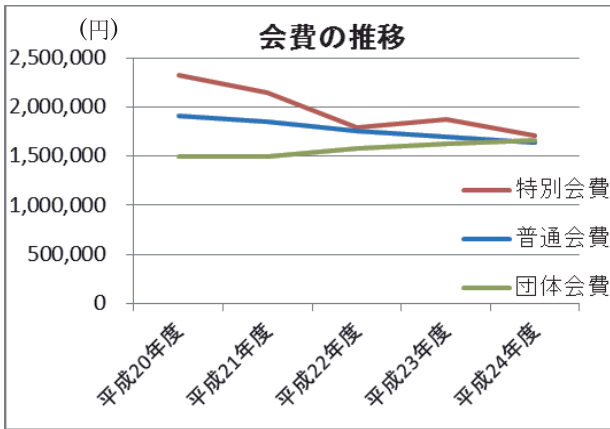
(千円)

	経常活動										施設整備	繰越金			
	会費・寄附金	補助金	助成金	受託金	事業	共同募金	雑収入	受取利息等	募金	募金事務費	貸付事業	会計単位間	予備費	固定資産	当期末
経常活動	655	196,178	3,290	118,967	740								7,000	180	22,525
	457	32,620	40	909	150		60								245,829
			898	28,257	158										4,228
															148,133
															1,048
															11,914
															60
															2,069
															20,200
															581
															2,447
															69
施設整備														114	114
財務活動															4,700
繰越金															29,855
															52,073
															515,990

※1 人件費に含まれる会費・寄附金は、地域福祉権利擁護事業の生活支援員への支出。
 ※2 人件費に含まれる繰越金は、社協独自の人件費への充当分。

【自主財源の推移】

会費、共同募金配分金については年々微減傾向ですが、一般寄附金は若干増加傾向です。しかし、いずれも件数は徐々に減少している状況にあります。



2. 「第2次経営計画 2009～2013」の取り組み成果・課題から

(1) 経営方針と計画事業

第2次経営計画では、第1次経営計画から継承した基本理念「だれもが安心して暮せる新宿型福祉コミュニティ」の実現のため、下記の3つの経営方針に基づき、5年間の事業実施計画により取り組みを行ってきました。

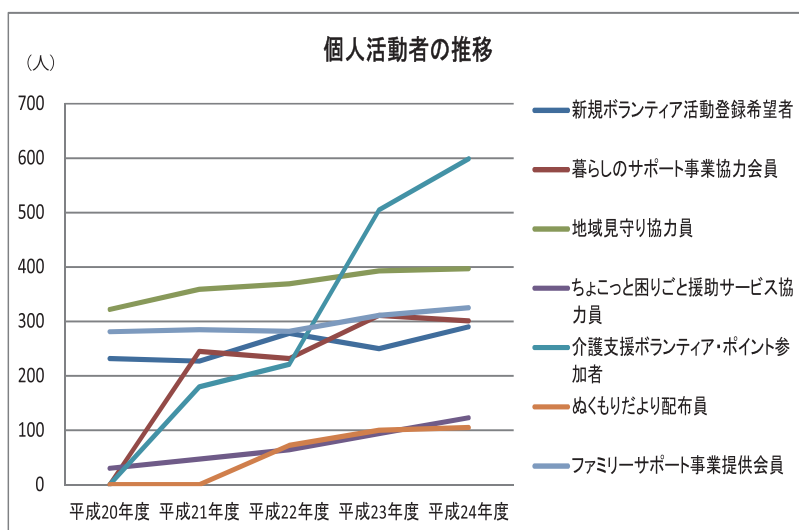
経営方針1	地域密着型の中間支援※22 組織としての機能向上を図ります
経営方針2	社協独自のセーフティネット事業※16 を重点的に推進します
経営方針3	自律に基づく組織運営の強化を図ります

経営方針1では、小地域を対象とする事業展開、地区担当グループ制によるネットワークづくりにより、地域の中で顔の見える関係づくりから、地域住民や団体からの相談への対応、様々な地域活動への支援などに着実な成果をあげることができました。

また、地区担当グループ制を導入することにより、各事業を総合的に推進し、個別支援から地域の実情に応じた広域的な支援まで、きめ細かな支援の輪を広げることにつながりました。

しかし、一人暮らしの方などが抱える生活課題に住民が直接かわりを持つことは難しくなっています。住民がこうした課題に主体的に改善・解決にかかわれるよう支援するには、高度なコーディネート※9 能力が求められます。平成23年度から開始した「地域コーディネーター・デビュー講座」の修了生など、地域のコーディネーター役を育て増やしていくことも求められています。

区からの委託も含め、新宿社協がコーディネートする住民参加型の支えあい事業の5か年の状況は右図のとおりです。住民の主体的な参加による身近な地域での支えあい活動、広域のボランティア・市民活動ともに、活動参加者及び希望者は年々増加しています。



経営方針2では、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の制度普及にともない急増する相談への対応、また、複雑化・長期化するケースへの対応など、地区担当制による関係機関との連携により、一定の成果を挙げることができました。

生活福祉資金等の貸付事業では、平成20年9月のリーマンショック後、住宅手当制度の創設に伴う総合支援資金・臨時特例つなぎ支援資金の開始、受験生チャレンジ支援貸付、生活福祉資金アフターフォロー事業の開始など、体制の強化を図りながら相談者への適切な支援につなげることができました。

経営方針3では、平成22年度に地域活動支援部門と在宅生活支援部門とを統合し、5つの地区担当グループ制を整え、地区ボランティア・地域活動サポートコーナーを含めた支援体制が構築されました。

また、組織全体で情報を共有する環境を整えるため、新たに「会員等統合システム」「事務局内イントラネット※2」を構築しました。

その他、一部の事業を除き、概ね計画どおりすすめることができたと考えます。また、計画当初の見直し事業として位置づけられた6つの事業と、社協3部会の改編については、いずれも計画期間中に見直しが行われました。

特に、高齢者就業支援事業、ハンディキャブ運行事業、手話通訳者派遣事業については、利用者や関係機関・団体等の理解と協力を得て他団体へ移管または移行し、より利用しやすく質の高い事業とすることが可能になりました。

また、地域活動支援課の地区担当グループ制も定着がすすみ、グループでの取り組みで大きな成果を得られたと考えます。共同募金を原資とする新宿社協の助成事業のあり方については、一定の見直しを終え「地域ささえあい活動助成」として新たな事業実施に至っています。

一方、組織運営面では、第1次経営計画からの取り組み課題として、社協会員制度の見直しがあります。また、地区パートナー制度については、現行の会員制度を含め調整を要する様々な課題について検討を継続することとなっています。地区パートナー制度は、小地域展開とあわせ、将来の地区社協化に向けての重要な位置づけになるものとしていましたが、第2次経営計画期間中の中間の見直しにおいて一定の整理がされたものの、制度としての方向性や名称も含め、課題は多く残されています。

そして、会費をはじめとする新宿社協の自主財源の確保や使途の明確化についても、本計画において引き続き重要な検討課題となっています。

理事会の補助機関として設置・運営している部会の見直しについては、従来の3つの課題別部会を小地域展開体制に合わせ、計画2年次目の平成22年度から、5つの地区部会と広域的・総合的な推進部会へ改編し、2期4年間の間に地区パートナー制度の推進、暮らしのサポート事業の推進、地区ボランティア・地域活動サポートコーナーの機能強化等について、様々な実践を交えながら協議を進めました。

(2) 中間の見直し

第2次経営計画期間中の取り組みについては毎年度内部評価を実施し、平成22年度及び23年度については外部評価を併せて行いました。また、中間年である平成23年度には、計画の中間の見直しを行い、計画後半の2か年の取り組み内容と目標の修正を行うとともに、東日本大震災の発生によるボランティア意識の高まりを受け、新たに浮き彫りとなった課題等を整理し「中間のまとめ」としました。

この中間の見直しでは、特に「社会福祉協議会の会員制度」「部会のあり方の明確化と新たな部会運営」「事務局組織改革」「人材育成計画」について見直しを行いました。

(3) 事業の推移

平成 21 年度から 25 年度までに新たに開始または拡充した事業、終了または移管したおもな事業は以下のとおりです。

第 2 次経営計画や中間の見直しを反映したもののほか、新宿区をはじめとする関係機関との協議により、東日本大震災の発生、低所得者支援や子育て支援の多様化など社会の変化に的確に対応したものです。

年度	新規・拡充事業	終了(移管)事業
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしのサポート事業 ・成年後見制度利用推進事業【新宿区委託事業】 ・介護支援ボランティア・ポイント事業【新宿区委託事業】 ・総合支援資金・臨時特例つなぎ資金【東京都社会福祉協議会委託事業】 	
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ぬくもりだより配布事業【新宿区委託事業】 	<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者就業支援事業
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・受験生チャレンジ支援貸付事業【新宿区委託事業】 ・ファミリーサポート事業病児・病後児預かり【新宿区委託事業】 ・避難者の孤立化防止事業【東京都助成事業】 	
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚・聴覚障害者支援事業【新宿区委託事業】 ・総合支援資金アフターフォロー事業【東京都補助事業】 ・収益事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンディキャブ運行事業 ・手話通訳者派遣事業【新宿区委託事業】

